

愛知県地方税滞納整理機構について

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		税の滞納世帯の解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差押えないで下さい。	税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の運用をはじめ、分納・減免などで対応して下さい
0	愛知県		
1	名古屋市	法令に定められた差押禁止財産については、差押えを行っていない。口座残高に占める差押禁止債権の構成比などから差押禁止債権のみであると認められる場合は、差押えないよう周知している。	生活状況や資産の状況、納付できない理由などを詳しく聞き、適用について判断している
2	豊橋市	差押予告を経て行う。預金の差押えの際には、入金の内容が、各法令による個々の差押え禁止項目でないことを確認の上実施。	生活実態に合わせた分納にもう応じ、適正に納税緩和措置などの対処をしている。
3	岡崎市	法令による差押禁止財産は、常時最新の判例等を把握するようにしている。	納付相談の際には、担税力の把握に努めており、制度の説明もしている。催告書への案内文書の同封、HPの掲載。
4	一宮市	児童手当など差押禁止財産は、差押えを行っていない	滞納原因や生活状況を聴取し、分割納付など相談している
5	瀬戸市	法令の規定にしたがい執行	適切に実施、運用
6	半田市	法令の定めに従い、適正に実施	面談や財産調査等により個々の生活条状況などの実情、担税力を把握することを前提。分割など法の定めにしたがい射対応
7	春日井市	禁止財産の差押えはおこなっていない	実情に応じた滞納整理をおこなっている
8	豊川市	判決を踏まえ、適切におこなっている	滞納原因や生活実態を十分に把握したうえで適切に対応
9	津島市	法令を遵守。	法令を遵守。また分割納付に応じ、制度などに該当すれば手続きをする
10	碧南市	差押えしていない	実情をつかみ、納税相談に努め、分納等にも応じている
11	刈谷市	差押禁止財産の差押は行っていない。	猶予の適用以外での分納相談にも柔軟に対応。資力がないと判断された場合は、滞納処分の執行停止をする場合もある
12	豊田市	文章回答なし	
13	安城市	関連法令に従い、適正な滞納整理をおこなっている。担税力があるにもかかわらず納付に応じない場合は、厳格な処分を実施する	住民の実情を良くつかみながら納税相談をおこない、関係法令に基づき滞納整理。地方税法第15条についても納税相談、財産調査等により適用判断をおこなっている
14	西尾市	よく確認をし、差押を行なう	実情を把握し、やむを得ない場合、猶予・分納を活用し、状況に応じて停止処分をおこなう
15	蒲郡市	面談し、生活状況を聞き取り、支払い能力を判断し、猶予や執行停止などの対応をとる	同左
16	犬山市	国税徴収法基本通達に基づき行なっている	相談を受けた場合、該当制度を説明、要件が整った場合は、処分の執行停止をおこなっている

	市町村名	税の滞納世帯の解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差押えないで下さい。	税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の運用をはじめ、分納・減免などで対応して下さい
17	常滑市	差押禁止財産については差押はしない	状況に応じて滞納処分の停止などを講じている
18	江南市	地方税法などの規定に基づき、適正に実施	相談があれば実情をよくくみ取り、納税の猶予も対象となれば適用
19	小牧市	法令を遵守して実施	地方税法第5条の適切な運用をおこなっている
20	稲沢市	当然のことながら行えないと理解している	一定の要件に該当すれば、緩和措置を実施している
21	新城市	預金の出入金の状況、振込相手先、内容、残高などの確認をおこない精査して判断	必要に応じ分納や減免、猶予等の対応をおこなう
22	東海市	差押禁止額相当分を控除した額を差押える	生活状況や収入などを確認し実施
23	大府市	地方税法などに基づき適正に処理	地方税法、大府市税の減免に関する規則及び国保条例に基づき適正に処理
24	知多市	承知している	生活実態の把握に努め、分納・減免に対応する
25	知立市	禁止財産は差押えていない	状況に応じて、執行停止、分納、減免などの相談に応じている
26	尾張旭市	適切な運用を図っている	的確に実施している
27	高浜市	違法な滞納処分は行っていない	実情を把握し、公平な見地から適切な額での分納に応じている
28	岩倉市	禁止財産は差押えていない	自主納付により完納出来るよう相談している。対象になれば減免も応じている
29	豊明市	国税徴収法を用い細心の注意をして進めている	納税相談という形で対応している
30	日進市	禁止財産は差押えていない	財産調査、聞き取りなど実態把握に努め実施している
31	田原市	相談を実施し状況を把握し十分検討した上でおこなう。	同左
32	愛西市	原資なども確認し適正に行なっている	広報、HP、窓口で制度を周知し、該当者には申請手続きを案内している
33	清須市	禁止財産は差押えていない	生活状況に応じた分納、税の軽減、減免にも配慮している
34	北名古屋市	通常の残高を十分考慮した上で実施	状況を的確に把握し、適用している
35	弥富市	回答なし	
36	みよし市	文章回答なし	
37	あま市	判決文を十分理解し、適正に執行	生活実態を聞き、自主納付にむけ指導
38	長久手市	禁止財産を差し押えることはない	調査をした上で関係法令等に基づき対応
39	東郷町	法令の規定に則りおこなっている	法に基づき対応、分納・減免については、法令に反しない範囲で対応
40	豊山町	国税徴収法及び地方税法などの法律に基づき実施	同左
41	大口町	十分な財産調査等を経た上で執行	個々の状況に応じて実施
42	扶桑町	国税徴収法に基づき適正に行なっている	法令に基づき適正におこなっている
43	大治町	禁止財産は、差押えを行っていない	
44	蟹江町	納税の意思のない悪質滞納者については今後も移管	早期完納をめざし、分納などで対応。財産がない場合は執行の停止している

	市町村名	税の滞納世帯の解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差押えないで下さい。	税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の運用をはじめ、分納・減免などで対応して下さい
45	飛島村	行なっていない	地方税法に基づき適用
46	阿久比町	預金の内容を確認の上実施	納税交渉の中で、その人にあった方法で納税対応をしている
47	東浦町	禁止財産は差押えしていない	制度について広報・HPに掲載し周知している
48	南知多町	行なっていない	納付指導とともに分納相談、滞納処分の停止などをおこなっている
49	美浜町	関係法令を遵守	十分な調査を行ない、個々の実情に即して対応
50	武豊町	精査し、適正に処理	事情に応じて分納納付に応じ、法の規定により公正かつ厳正におこなっている
51	幸田町	禁止財産は差押えない	広報、HPで周知、相談の中で本人申し出及び必要があると認められる場合は、申請をうながし対応。停止の適応は、資産など勘案し適正に適用、分納等で対応
52	設楽町	していない	分納を認めている
53	東栄町	禁止財産の差押えは考えていない	法令等に準じて運用
54	豊根村	該当差押えを実施することはない	個別に納税指導、納税相談により対応